

医療情報システム監査人倫理規程

平成 23 年 8 月 15 日制定

一般社団法人医療情報安全管理監査人協会

(目的)

第 1 条 この規定は、医療情報システム監査人が最低限遵守すべき職業倫理の規範を定めることを目的とする。

(使命)

第 2 条 医療情報システム監査人は、医療情報システムの信頼性・安全性・効率性・有効性を高めるため、その専門的知識と経験に基づき誠実に業務を行い、安全・安心を担保しながら医療情報の利活用による国民の健康向上に寄与することを使命とする。

(責務)

第 3 条 医療情報システム監査人は、医療情報システムを総合的かつ客観的に点検・評価し、関係者に報告・助言するものとする。
2 医療情報システム監査人は、医療情報システムの安全管理に関する法令、国が定める指針、その他の規範を遵守しなければならない。

(監査基準・手続き)

第 4 条 医療情報システム監査人は、医療情報システムの監査の基準、手続きを明らかにし、それに基づき監査を行わなければならない。

(監査報告)

第 5 条 医療情報システム監査人は、監査結果の報告にあたって、知り得た全ての重要な事実を明らかにするものとする。

(守秘義務)

第 6 条 医療情報システム監査人は、正当な理由なく業務の遂行に伴い知り得た機密情報を他に漏洩し、または窃用してはならない。

(独立性)

第 7 条 医療情報システム監査人は、常に独立の立場を堅持しつつ、適切な注意と判断によって業務を遂行し、特定人の要求に迎合するようなことがあってはならない。

(公正不偏)

第 8 条 医療情報システム監査人は、業務を誠実に果たし、常に公正不偏の態度を保持しなければならない。

(社会的信頼の保持)

第 9 条 医療情報システム監査人は、自らの使命の重要性に鑑み、高い社会的信頼を保持するよう努めなければならない。

(名誉と信義)

第 10 条 医療情報システム監査人は、深い教養と高い品性の保持に努め、医療情報システ

ム監査人としての名誉を重んじ、いやしくも公序良俗に違反するような信義にもとる行為をしてはならない。

(規律)

第 11 条 医療情報システム監査人は、みだりに他の監査人を誹謗し、名誉を傷つける等の行為をしてはならない。

(自己研鑽)

第 12 条 医療情報システム監査人は、医療情報システムの監査を行うのに必要な専門能力および監査技術の向上に努めなければならない。さらに、医療情報システム監査人は、次のような資質の保持を目標に定め日々努力する。

- ① 倫理的であること。すなわち、公正で、信用でき、誠実であり、正直であること。
- ② 心が広いこと。すなわち、異なる考え方や視点を尊重し、必要に応じて取り入れる度量を持つこと。
- ③ 外交的であること。すなわち、目的の達成において、人に不必要な不快感を与えない言動をすること。
- ④ 観察力があること。すなわち、物理的な周囲の状況や活動を積極的に意識できること。
- ⑤ 知覚が鋭いこと。すなわち、状況を直感的に把握・認知し、理解できること。
- ⑥ 適応性があること。すなわち、異なる状況や環境に容易に合わせることができること。
- ⑦ 粘り強いこと。すなわち、根気があり、目的の達成のために集中できること。
- ⑧ 決断力があること。すなわち、論理的な思考及び分析に基づいて、できるだけ短時間に時宜を得た結論に到達できること。
- ⑨ 自立的である。すなわち、他人と効果的な交流をしながらも独立して行動し、自己の責任において役割を果たせること。

(規定の改廃)

第 13 条 この規定の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この規定は平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

以上

(様式1)

誓約書

私は、一般社団法人医療情報安全管理監査人協会(以下、「協会」)が定める「医療情報システム監査人倫理規程」及び下記事項を厳守し、自己研鑽に努めることを誓約します。これに反した場合には、協会が執るいかなる制裁措置も受け入れます。

1. 「医療情報システム監査人倫理規程」に従い、監査業務を遂行する。
2. 能力向上、及び監査活動に対する信頼性の構築のため努力する。
3. 実務研修や監査業務の遂行過程等で知り得た被監査組織の利害関係者の組織、運営上の一切の情報について機密を維持し、第三者に漏洩しない。
4. 被監査組織の利害関係者及びその従業者から、金品又はその他の利益を要求したり、提供されない。
5. 実務研修や監査業務の遂行過程で知り得た一切の情報について、監査業務の遂行を目的として利用する以外には利用しない。

以上

誓約日： 平成 年 月 日

生年月日： 年 月 日

誓約者： ⑩